

照古苑ひまわりホームショートステイ料金表

下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係わる標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)

入所者のサービス額(日額:円)

算定項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用に係る自己負担額	ユニット型個室	512円	636円	682円	749円	822円	889円	956円
2.食費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	300円						
	利用者負担額 第2段階	390円						
	利用者負担額 第3段階	650円						
	上記以外の方	1,380円						
3.居住費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	820円						
	利用者負担額 第2段階	820円						
	利用者負担額 第3段階	1,310円						
	上記以外の方	1,970円						

介護保険負担限度額認定証を交付された方(1段階から3段階の方)については、認定証に記載された食費・居住費の額をお支払いして頂きます。それ以外の方は負担軽減の対象外の食費・居住費をお支払いして頂きます。

	療養食加算	8円/回						
4.加算	①サービス提供体制加算	18円						
	夜勤職員配置加算							
	看護体制加算(Ⅰ)	4円						
	看護体制加算(Ⅱ)	8円						
	②機能訓練体制加算	12円						
	若年性認知症入所者受入れ加算	120円						
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円						
	緊急短期入所受入加算	90円						
	送迎費(1回片道)	184円						
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数(ユニット型個室費と①と②を足した加算分)の1000分の83に相当する単位数。 ※加算が追加になる場合は単位数も変わります。						
	45	55	59	65	71	76	82	

* 加算に関しましては、算定項目の内容によって変動します。

5.自己負担合計		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(ユニット型個室)	第1段階	1,707	1,841	1,891	1,964	2,043	2,115	2,188
	第2段階	1,797	1,931	1,981	2,054	2,133	2,205	2,278
	第3段階	2,547	2,681	2,731	2,804	2,883	2,955	3,028
	上記以外の方	3,937	4,071	4,121	4,194	4,273	4,345	4,418

*1日で計算。送迎費は含みません。

(料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

サービス提供体制強化加算

- * 介護福祉士が60%以上確保されていること。

夜勤職員配置加算

- * 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること。

看護体制加算 I

- * 常勤の看護師を1名以上配置していること

看護体制加算 II

- * ①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25 又はその端数を増すごとに1名以上配置していること、
- * ②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること、
- * ③当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。

機能訓練体制加算

- * 機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置した場合。

療養食加算

- * 医師の指示に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行なった場合に加算されます。(上限3回/日)

若年性認知症入所者受入加算

- * 若年性認知症者を受け入れサービスを提供した場合。

認知症行動・心理症状緊急対応加算

- * 認知症の行動、心理症状が認められ意思が緊急にショートステイが必要だと判断し、利用開始から7日間算定。

緊急短期入所受入加算

- * 居宅サービス計画にショートステイの利用の計画が無く、介護者の疾病等やむを得ない理由により緊急にサービスを利用された場合。

送迎加算

- * 送迎を行なった場合。(片道)

※利用者負担額について

(第1段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。2.生活保護の方

(第2段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

(第3段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

介護職員処遇改善加算 (I)

- * 算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

照古苑ひまわりホームショートステイ料金表 2割負担

下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係わる標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)

入所者のサービス額(日額:円)

算定項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用に係る自己負担額	ユニット型個室	1,024円	1,272円	1,364円	1,498円	1,644円	1,778円	1,912円
2.食費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	300円						
	利用者負担額 第2段階	390円						
	利用者負担額 第3段階	650円						
	上記以外の方	1,380円						
3.居住費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	820円						
	利用者負担額 第2段階	820円						
	利用者負担額 第3段階	1,310円						
	上記以外の方	1,970円						

介護保険負担限度額認定証を交付された方(1段階から3段階の方)については、認定証に記載された食費・居住費の額をお支払いして頂きます。それ以外の方は負担軽減の対象外の食費・居住費をお支払いして頂きます。

	療養食加算	16円/回						
4.加算	①サービス提供体制加算	36円						
	夜勤職員配置加算	X						
	看護体制加算(Ⅰ)	8円						
	看護体制加算(Ⅱ)	16円						
	②機能訓練体制加算	24円						
	若年性認知症入所者受入れ加算	240円						
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	400円						
	緊急短期入所受入加算	180円						
	送迎費(1回片道)	368円						
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数(ユニット型個室費と①と②を足した加算分)の1000分の83に相当する単位数。 ※加算が追加になる場合は単位数も変わります。						
	90	110	118	130	142	152	164	

* 加算に関しましては、算定項目の内容によって変動します。

5.自己負担合計		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(ユニット型個室)	第1段階	2,294	2,562	2,662	2,808	2,966	3,110	3,256
	第2段階	2,384	2,652	2,752	2,898	3,056	3,200	3,346
	第3段階	3,134	3,402	3,502	3,648	3,806	3,950	4,096
	上記以外の方	4,524	4,792	4,892	5,038	5,196	5,340	5,486

*1日で計算。送迎費は含みません。

(料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

サービス提供体制強化加算

- * 介護福祉士が60%以上確保されていること。

夜勤職員配置加算

- * 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること。

看護体制加算 I

- * 常勤の看護師を1名以上配置していること

看護体制加算 II

- * ①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25 又はその端数を増すごとに1名以上配置していること、
- * ②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること、
- * ③当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。

機能訓練体制加算

- * 機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置した場合。

療養食加算

- * 医師の指示に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行なった場合に加算されます。(上限3回/日)

若年性認知症入所者受入加算

- * 若年性認知症者を受け入れサービスを提供した場合。

認知症行動・心理症状緊急対応加算

- * 認知症の行動、心理症状が認められ意思が緊急にショートステイが必要だと判断し、利用開始から7日間算定。

緊急短期入所受入加算

- * 居宅サービス計画にショートステイの利用の計画が無く、介護者の疾病等やむを得ない理由により緊急にサービスを利用された場合。

送迎加算

- * 送迎を行なった場合。(片道)

※利用者負担額について

(第1段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。2.生活保護の方

(第2段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

(第3段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

介護職員処遇改善加算 (I)

- * 算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

照古苑ひまわりホームショートステイ料金表 3割負担

下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係わる標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)

入所者のサービス額(日額:円)

算定項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用に係る自己負担額	ユニット型個室	1,536円	1,908円	2,046円	2,247円	2,466円	2,667円	2,868円
2.食費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	300円						
	利用者負担額 第2段階	390円						
	利用者負担額 第3段階	650円						
	上記以外の方	1,380円						
3.居住費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	820円						
	利用者負担額 第2段階	820円						
	利用者負担額 第3段階	1,310円						
	上記以外の方	1,970円						

介護保険負担限度額認定証を交付された方(1段階から3段階の方)については、認定証に記載された食費・居住費の額をお支払いして頂きます。それ以外の方は負担軽減の対象外の食費・居住費をお支払いして頂きます。

	療養食加算	24円/回						
4.加算	①サービス提供体制加算	54円						
	夜勤職員配置加算							
	看護体制加算(Ⅰ)	12円						
	看護体制加算(Ⅱ)	24円						
	②機能訓練体制加算	36円						
	若年性認知症入所者受入れ加算	360円						
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	600円						
	緊急短期入所受入加算	270円						
	送迎費(1回片道)	552円						
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数(ユニット型個室費と①と②を足した加算分)の1000分の83に相当する単位数。 ※加算が追加になる場合は単位数も変わります。						
	135	165	177	195	213	228	246	

* 加算に関しましては、算定項目の内容によって変動します。

5.自己負担合計		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(ユニット型個室)	第1段階	5,121	5,523	5,673	5,892	6,129	6,345	6,564
	第2段階	5,391	5,793	5,943	6,162	6,399	6,615	6,834
	第3段階	7,641	8,043	8,193	8,412	8,649	8,865	9,084
	上記以外の方	11,811	12,213	12,363	12,582	12,819	13,035	13,254

*1日で計算。送迎費は含みません。

(料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

サービス提供体制強化加算

- * 介護福祉士が60%以上確保されていること。

夜勤職員配置加算

- * 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること。

看護体制加算 I

- * 常勤の看護師を1名以上配置していること

看護体制加算 II

- * ①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25 又はその端数を増すごとに1名以上配置していること、
- * ②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること、
- * ③当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。

機能訓練体制加算

- * 機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置した場合。

療養食加算

- * 医師の指示に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行なった場合に加算されます。(上限3回/日)

若年性認知症入所者受入加算

- * 若年性認知症者を受け入れサービスを提供した場合。

認知症行動・心理症状緊急対応加算

- * 認知症の行動、心理症状が認められ意思が緊急にショートステイが必要だと判断し、利用開始から7日間算定。

緊急短期入所受入加算

- * 居宅サービス計画にショートステイの利用の計画が無く、介護者の疾病等やむを得ない理由により緊急にサービスを利用された場合。

送迎加算

- * 送迎を行なった場合。(片道)

※利用者負担額について

(第1段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。2.生活保護の方

(第2段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

(第3段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

介護職員処遇改善加算 (I)

- * 算定した単位数の1000分の83に相当する単位数